1 地方鉄道の最小曲線半径

地方鉄道の最小曲線半径については、地方鉄道建設規程(大正8年閣令第11号)において,本線路の曲線半径は軌間 1.067m および 1.435mのものにあっては 160m以上, 軌間 762mmのものにあっては 100m以上, 軌間 762mmのものにあっては 100m以上, 軌間 762mmのものにあっては 40m以上とすること,本線路における転轍器に付帯する曲線半径は,特別の場合以外は,軌間 762mmのものにあっては 40m以上とすることを規定している(第13条)。軌間 1.067mおよび 1.435mのものについては地方的交通を担当する鉄道であるのと,優劣各種の線路をすべて包括する最低基準を定めるという観点から,旧鉄道建設規程(明治33年逓信省令第33号)第2条の本線路の曲線半径は15鎖(チェーン)以上とし,特別の場合には特許をうけて8鎖まで縮少することができるという規定の特別の場合の数字を採用したものである。軌間762mmのものは旧軽便鉄道法(明治43年法律第57号)によって建設されたものであるため,さらにこれを緩和したのである。

2 軌道(法制上の)の最小曲線半径

軌道の最小曲線半径については、軌道建設規程(大正12年内 務省鉄道省令)において、本線路の曲線半径は11mより小で あってはならないことが規定されている(第15条)。これは軌 道は併用軌道を原則とするため、道路の交差箇所における曲線 を考えて、できるだけ小さくしたものである。

3 無動条電車の最小曲線半径

軌道法(大正10年法律第76号)を準用する無軌条電車については、無軌条電車建設規則(昭和25年運輸省建設省令第1号)において、無軌条電車の本線路の屈曲部は、道路中心線の半径が13mに満たない箇所または走行幅員9m未満の道路がまじわり、内側路端線の半径が7.5mに満たない箇所に設けてはならない旨を規定している(第5条)。

4 特別設計の許可

地方鉄道にあっては運輸大臣、軌道にあっては建設・運輸両大臣は特別の設計を命じ、もしくは許可することができる(地方鉄道建設規程第1条、軌道建設規程第35条)が、現在許可されている最小曲線半径の特別設計としては、地方鉄道の軌間1.067mのものでは東武鉄道鬼怒川線の100m、軌間762mmのものでは草軽電気鉄道の40m等があり、また当初軌道法によって建設されたのち、地方鉄道に変更されたものには江の島・鎌倉観光(軌間1.067m)の27.4mのように非常に小さいものがある。無軌条電車の最小曲線半径については特別設計はみとめられていない。——曲線。(末村三郎)

さいじょうせん 西条線 広島県呉市広町・同県賀茂郡西条町(国立広島療養所前)間および同県同郡黒瀬町(上黒瀬)・同県同郡安浦町(安浦)間等を結ぶ国鉄自動車路線であって,所管する自動車営業所は黒瀬町にある。

1 区間およびキロ程

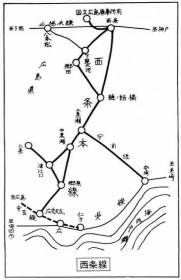
| 1 区間ねず | ンイト住 | | |
|--------|---------------|-------------|-------|
| 西条本線 | 太交差点・国立広島療養所前 | 32 km | |
| 3 | 郎原・津江口・中黒瀬 | 5 | |
| i | 単江口・上条 | 4 | |
| į | 通ノ詰橋・郷田・西条 | 11 | |
| | 下見大池・八本松 | 6 | |
| 安浦線. | 上黒瀬・安浦 | 11 | |
| 2 沿 革 | 広交差点・西条 | 昭 18・8・1 開業 | 14.17 |
| | 上黒瀬・安浦 | 昭 21・11・5 | |
| | 西条・国立広島療養所前 | 昭 25・ 9・11 | |
| | 郷原・津江口・中黒瀬 | 昭 26・4・1 | |
| | 津江口・上条 | 昭 28・12・21 | |

樋ノ詰橋・郷田・ 西条 昭 29・2・15 下見大池・八本松 昭 30・8・1

3 営業範囲 旅 客・手小荷物・貨物 および団体貸切の取 扱をしている。

4 使 命 山 陽本線と呉線との短 絡の使命を有するほ か,沿線地方を海岸 線に直結して産業文 化の発展助長に寄与 している。

5 特 長 本 路線は山陽本線西条 駅と呉線広駅を結ぶ 路線であるが、旅客 の利便をはかり安芸



線の呉まで延長運転している。沿線は広大な水田で、ここから 生産される優良な米によって醸造される清酒は L広島の酒]と して全国に知られており、酒造場の煙突が林立している。黒瀬 高原には国立療養所が 2 箇所ある。(可野虎男)

さいだいそくど 最大速度(蒸気機関車の) 蒸気機関車の 最大速度はボイラの蒸発能力と機関車の構造との2つの面から 制限される。機関車が列車を引張って走る場合には、シリンダ で発生した引張力が、機関車および後続車両の抵抗に打ち勝っ て前進するわけであり、この場合出し得る最大速度はボイラの 最大蒸発量によって制限され、機関車および列車の重さ、線路 の勾配(こうばい)などに応じて変るものである(*動力車引張 力)。

機関車が単機で走る場合には、ボイラの蒸発能力の点からは 相当の高速度まで出し得るのであるが、この場合には機関車の 構造上から最大速度が制限される。最大速度を制限する構造上 の要素としては主として動輪の直径、車輪の配置、シリンダの 配置などである。動輪の直径が小さいときは同一速度に対して 回転数が大となるから、ビストン速度が過大となって具合が悪い。すなわち動輪の最大回転数は大体同一に制限されるから、 動輪の直径が大きいほど最大速度が大になる。イギリスでは動 輪の直径を ft で表わした数値の 10 倍のマイル数をその機関車 の最大速度としている。たとえば直径 6ft の動輪を有する機関 車の最大速度は 60 マイルということになる。アメリカでは diametral speed と称して動輪直径をインチで表わした数だけ のマイルを最大速度としている。たとえば動輪直径が 6ft の機 関車の最大速度は 72 マイルということになる。

車輪配置としては、機関車前部に先輪あるいはボギーを有す るものは、曲線はもちろん直線走行にも都合がよく、殊にボギー に高速度機関車には欠くことのできないものである。

シリンダ配置としては、左右ピストン関係の往復運動による 慣性力が、機関車の重心をとおる垂直線の回りのモーメントと して作用し、機関車にへび運動を起させるが、機関車の動輪軸 距離が大であれば、これに抵抗する程度が大きくなるからへび 運動は軽減され、また左右シリンダ間の距離が小さいほどモー メントは小さく、走行は円滑となる。

ドイツのある例では蒸気列車の速度を 150 km/h で計画し,